

添付法令資料 4 :

パートナーシップ事件の監視及び処理の手続に関する 2019 年 10 月 17 日付
インドネシア共和国事業競争監視委員会規則 No.4 (目次)

同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 パートナーシップの監視 (第 2 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 事件処理
 - 第 1 節 事件の端緒 (第 6 条及び第 7 条)
 - 第 2 節 申告 (第 8 条ないし第 15 条)
 - 第 3 節 委員会のイニシアチブ (第 16 条ないし第 18 条)
 - 第 4 節 行政調査 (第 19 条)
- 第 4 章 パートナーシップの事前調査
 - 第 1 節 調査チーム (第 20 条)
 - 第 2 節 パートナーシップの事前調査手続
 - 第 1 款 通則 (第 21 条)
 - 第 2 款 第一段階のパートナーシップの事前調査 (第 22 条ないし第 27 条)
 - 第 3 款 第二段階のパートナーシップの事前調査 (第 28 条及び第 29 条)
- 第 5 章 書面による警告
 - 第 1 節 警告書の送付 (第 30 条及び第 31 条)
 - 第 2 節 書面 I による警告 (第 32 条ないし第 39 条)
 - 第 3 節 是正実施の監視手続 (第 40 条)
 - 第 4 節 委員会会議における、警告実施の報告に対する審査 (第 41 条ないし第 43 条)
- 第 6 章 パートナーシップの後続調査
 - 第 1 節 委員会評議会 (第 44 条)
 - 第 2 節 委員会評議会の聴聞手続 (第 45 条ないし第 48 条)
 - 第 3 節 証拠調査
 - 第 1 款 証拠の種類 (第 49 条)
 - 第 2 款 証人の陳述 (第 50 条ないし第 53 条)
 - 第 3 款 専門家の陳述 (第 54 条及び第 55 条)
 - 第 4 款 書面及び／又は文書 (第 56 条及び第 57 条)
 - 第 5 款 ガイドライン (第 58 条)
 - 第 6 款 被申告者の陳述 (第 59 条)
 - 第 4 節 召喚 (第 60 条)
 - 第 5 節 現地調査 (第 61 条及び第 62 条)
- 第 7 章 委員会の審決
 - 第 1 節 委員会評議会の審判 (第 63 条及び第 64 条)

- 第2節 委員会の審決の読み上げ（第65条及び第66条）
- 第3節 委員会の審決の実施（第67条ないし第69条）
- 第8章 雑則
 - 第1節 法律顧問（第70条）
 - 第2節 通訳（第71条）
- 第9章 経過規定（第72条）
- 第10章 終章（第73条及び第74条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所